

就業規則と労働基準法

会社は必ず守るべきもの！

国労九州本部では「若い力」を発行しています。自分達の休日や労働時間について「学び・知る」事が重要だとこれまでの記載を通して説明してきました。『そもそも労働基準法や就業規則にはどんなことが書いてあり、どんなものなのですか？』との声がありましたので簡単に説明したいと思います。まず「労働基準法」は国が定めた法律であり、「就業規則」は会社が定めた規則ですが、その関係はどうなっているのでしょうか？例えば、現在の労働基準法では、労働時間は一日八時間以内で週に四〇時間以内と定められています。しかしある会社の就業規則に『うちの会社は一日九時間労働とする』と記載があった場合には社員はそれに従わなければいけないのでしょうか？ 答えはNOです。就業規則は労働基準法に違反しては作れませんし、もし記載があっても、その部分は無効となります。でも、労働基準法や就業規則に違反があっても、職場で声を上げることに躊躇したり自分の不利益な事があるのではと考えて黙ってしまう事があると思います。その時に頼りになるのが、労働組合です、国労に相談して下さい。

就業規則に記載がある事

就業規則に載っている事

- ・労働時間や休憩時間
- ・休日等について
- ・時間外や休日労働
- ・年休について
- ・賃金
(詳しくは賃金規定に記載)
- ・退職手当
- ・教育や訓練
- ・業務災害補償等
- ・表彰や懲戒 などなど

この内容について会社は守る必要があります、守らなければ就業規則違反であり、労働基準法に違反していれば、罰則があるものもあります。

しかし、すべてを覚える事は無理です。『そういえば、これはどうなの』と感じて調べる力を養う為に日頃の学習が重要です。

「あなたの職場の就業規則はどこに
おいてありますか？」

就業規則なんか、入社してから一度も見たことないかも・・・
誰も教えてくれないし・・・



自分の賃金や休み。年休の事から、まずは勉強してみるかな！！



第 14 号

2014年 11月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515